

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十五号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成十九年三月奈良県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（事務担当者）」に改め、同条第一項中「の委員長を審査長とする」を「は、必要があると認めるときは、その委員又は事務局長のうちから措置要求に係る事案の審査に関する事務を担当させる者を指名することができる」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。